

宮崎県契約後V E方式実施要領

平成23年3月24日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者から工事材料、施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に設計図書の変更に関する提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後V E方式に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事であって、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待できるもののうち、発注機関の長が必要と認められた工事とする。

ただし、代行工事及び受託工事については、委託者の了解が得られたものに限る。

2 対象とされた工事については、契約後V E方式の対象工事である旨を入札公告及び契約書に明記するものとする。

(提案を求める範囲)

第3条 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うもので、かつ、工事の目的物の機能、性能等を低減させないものとする。ただし、次に掲げる提案は、原則としてV E提案を求める範囲に含まないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第515号）第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- (3) V E提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案
- (4) 直接工事費（設計金額ベース）で縮減額が30万円未満の提案
- (5) 宮崎県新技術活用促進システム等に登録されている新技術・新工法の提案
- (6) 二次製品の変更のみの提案

(提案の提出及びその受付期間等)

第4条 V E提案をする場合は、V E提案書（別記様式第1号）を発注機関の長に提出するものとする。

2 V E提案の提出を受け付ける期間は、発注者と協議の上、契約締結後からV E提案の審査に必要な日数を考慮し、工程等に支障のない時期までとする。

- 3 提案の回数は、原則として1回とするが、工事の実状に照らし適宜対応することができるものとする。
- 4 VE提案の提出日以降においては、当該VE提案の内容に関する差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が要求した場合はこの限りではないものとする。

(提案の審査・採否等)

- 第5条 発注機関の長は、VE提案の審査について検討を行い第3条に規定するVE提案を求める範囲に該当すると確認できた場合は、事業主管課長を経て条件付一般競争入札方式実施要領（平成19年4月1日定め）第22第2項に規定する技術審査会に諮るものとする。
- 2 発注機関の長は、VE提案の検討にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するものとし、その意見を併せて技術審査会に諮るものとする。
 - 3 技術審査会は、VE提案の採否を審査し、その結果を事業主管課長に通知するものとする。
 - 4 技術審査会によるVE提案の審査に当たっては、別に定める運用基準に基づき、施工の確実性、安全性、既設計と比較した経済性等を評価するものとする。

(提案の採否の通知)

- 第6条 VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する県の休日を除く）にVE提案採否通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2 VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(VE提案を採用した場合の設計変更等)

- 第7条 VE提案を採用した場合において、発注機関の長は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において発注機関の長は、請負代金額を変更しなければならない。
 - 3 前項の請負代金額の変更に当たっては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額（以下「工事縮減額」という。）の2分の1に相当する金額を削減しないものとし、当該金額をVE管理費として設計書に計上する。
 - 4 第2項の規定により請負代金額の変更が行われた後、宮崎県工事請負契約約款第18条に規定する条件変更が生じた場合におけるVE管理費については、原則変更しないものとする。ただし、発注者及び受注者の双方の責に帰することができない事由により工事の続行が不可能となった場合又は著しく工事縮減額が減少した場合においては、双方の協議により定めるものとする。

(提案内容の保護)

第8条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、この旨を特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

(責任の所在)

第9条 VE提案が採用され、設計図書の変更が行われた場合においても、受注者の責任が軽減されるものではない旨を特記仕様書等に記載するものとする。

(提案書類の作成費用)

第10条 VE提案及びこれに付属する説明図表、技術的検討書等の作成に要した一切の費用は、受注者が負担するものとする。なお、この旨を特記仕様書等に明示するものとする。

(入札公告及び特記仕様書に明示する事項)

第11条 提案を求める場合において、入札公告及び特記仕様書等に次の事項を加える。

(1) 入札公告

- ア 契約後VEの対象工事であること。
- イ 詳細を特記仕様書で明記していること。

(2) 特記仕様書

- ア 第2条、第3条、第4条、第5条第4項及び第6条から第10条までに關すること。
- イ VE提案を提出する際の様式

(その他)

第12条 この要領の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 宮崎県契約後VE方式試行要領（平成17年7月1日県土整備部技術企画課定め）は廃止する。